

西之表市「種子島しおさい留学」実施要綱

平成25年4月1日教育委員会告示第3号

改正

平成27年9月7日教委告示第4号

平成28年6月29日教委告示第3号

(目的)

第1条 この制度は、西之表市内の小学校（榕城小学校、下西小学校を除く。）に転入学（留学）希望する児童を西之表市内の一般家庭（祖父母宅を含む。以下「里親」という。）に受け入れ、美しい自然と人情味あふれる環境の中で豊かな体験活動や小規模校の特色を生かした教育活動を通して、「生きる力」を育むとともに、地元の子どもや地域との相互交流を深め、教育活動の充実及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(受入れ対象児童)

第2条 この制度により受け入れる児童（以下「留学生」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 西之表市外に在住する小学1年生から小学6年生までの者。ただし、里親留学にあつては、小学2年生から小学6年生までの者
- (2) 地域の自然や環境、小規模校（少人数学級）での学習の意義を理解し、向学心のある者
- (3) 豊かな体験活動と相互交流を通して、第二のふるさとを求める者
- (4) 長期間親元を離れて生活する困難さや里親の教育方針を理解し、かつ、受け入れることができる者

(期間)

第3条 留学の期間は、原則として1年とする。ただし、継続を希望する場合は、西之表市「種子島しおさい留学」推進連絡協議会（以下「推進連絡協議会」という。）及び各小学校で組織される実行委員会（以下「実行委員会」という。）の許可を得て延長することができる。

(留学の方法と決定)

第4条 留学は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 里親留学は、里親の家庭にホームステイする。
- (2) 孫戻し留学は、祖父母の家庭にホームステイする。
- (3) 親子留学は、保護者同伴で推進連絡協議会が指定した西之表市内の住宅に居住する。
- (4) 榕城小学校区内及び下西小学校区内で受け入れた留学生は、西之表市小規模校特認通学制度により榕城小学校及び下西小学校以外の希望する学校に就学する。
- (5) 留学生の決定は、推進連絡協議会及び実行委員会で協議の上、候補者を選定し、実親と里親の契約をもって決定する。

(推進連絡協議会及び実行委員会の設置)

第5条 本制度の円滑な推進を図るため、推進連絡協議会及び実行委員会を設置する。要綱については別に定める。

(必要経費)

第6条 留学に必要な経費については、物価その他を考慮して、推進連絡協議会が決定する。

2 里親留学に係る里親への委託料は、実親と西之表市の負担額を合計した額とし、1月当たり実親が4万円、西之表市が補助金として4万円を負担する。ただし、1月に養育した日数が16日に満たない場合の実親の負担額は、養育した日数に1,300円を乗じて得た額とする。

3 孫戻し留学に係る里親への委託料は、前項の規定を準用する。ただし、実親の負担額は、実親と里親で協議の上、決定することができる。

4 親子留学に係る保護者への委託料は、西之表市が補助金として4万円を負担する。

5 委託料は月払いとし、当該月の前月25日までに里親等(里親及び親子留学生の保護者をいう。以下同じ。)が指定する金融機関の普通預金口座に振り込むものとする。

6 給食費は、実親の負担とし、委託料とは別に当該月の前月25日までに里親等の指定した金融機関の普通預金口座に振り込むものとする。

7 学校教材費、PTA会費、医療費、学用品費、衣料費、通信費、遠足・修学旅行・集団宿泊学習等の学校行事への参加費、スポーツ少年団活動費、小遣い、その他児童に係る経費は、実親の負担とする。里親は、これらの経費を領収書又は請求書等を付けて、実親に請求するものとする。

(留学生及び実親に係る契約事項)

第7条 留学生及び実親に係る契約事項(孫戻し留学及び親子留学にあつては、第2号及び第3号に掲げる事項)については、次に掲げるものとする。

(1) 留学生は、里親宅に居住し、当該里親の居住する校区内に住民登録をする。

(2) 健康保険証を持参する。

(3) 実行委員会立会いの上で里親等との契約を締結する。

(4) 日常生活に必要なもの(寝具、衣類等)は、里親と相談し、実親が準備する。

(5) 留学生と実親との電話による連絡は、必要最低限とし、里親を通すこととする。

(6) 留学生は、携帯電話(スマートフォン)、パソコン、ゲーム機等(通信ができる機器等を含む。)の機器を持ち込まないこととする。

(里親の委嘱及び里親と実親の双方における義務)

第8条 里親は、この制度の趣旨を十分理解し、留学生を家庭的に健やかに養育できる環境を保持し、かつ、協力が得られる家庭の中から、実行委員会が選定し、委嘱する。

2 里親は、実親とよく連携を図り、留学生を責任をもって養育するとともに、わが子同然の愛情を注ぎ、健やかな成長に向かって努力する。

3 里親等は、児童が在籍する小学校のPTA会員としての務めを果たし、PTAの行事等に積極的に参加する。

4 実親は、里親の教育方針を尊重し、留学生が良好な環境のもとで生活できるよう協力する。

(事故発生時の処置)

第9条 病気又は何らかの事故が発生したときは、その実情に応じ、里親等が適切な処置をとる。

2 速やかに実親及び学校に連絡・相談するとともに、必要に応じて推進連絡協議会及び実行委員会に報告する。

3 推進連絡協議会及び実行委員会は、里親等からの連絡・相談に対して誠意をもって対処するものとする。

(帰省)

第10条 長期休業中、留学生は原則として実親の元へ帰省するものとする。ただし、滞在を希望する場合は、実親と里親が協議して決定するものとする。

2 実親の元までの往復は、実親若しくは実親の委任を受けたものが引率して行うものとする。帰省に係る経費は、実親の負担とする。

3 第1項ただし書の場合において、留学生が滞在するときは、昼食代として1日300円を里親に支払うものとする。

4 孫戻し留学及び親子留学については、保護者の責任において帰省する。

(解約)

第11条 次の事項に該当する場合は、里親等は、推進連絡協議会及び実行委員会立会いの上で協議して第7条の規定による契約（以下「契約」という。）を解約することができる。

(1) 留学生の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき。

(2) 委託料の滞納及び契約違反が生じたとき。

(3) 家庭の事情などが急変し、里親を継続し難い事由が生じたとき。

(4) 申込書及び契約書等に虚偽があるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、留学を継続し難い事由が生じたとき。

2 前項の場合において、里親等は、留学生の利益を最優先にして互いに理解し合い、誠実に話し合わなければならない。

(その他)

第12条 里親がやむを得ず、一定期間一家留守をせざるを得ない場合などにより留学生を養育することが困難な状況が生じたときは、速やかに実行委員会に連

絡するとともに、当該期間における留学生の生活については、実行委員会と協議の上決定する。

- 2 里親等、推進連絡協議会、実行委員会は、いかなる協議においても誠実に  
行い、この要綱の趣旨がよりよく達成されるよう互いに努めるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。